

# 施設内での新型コロナ陽性者 発生時対応について



吹田市保健所  
令和2年9月18日

# 本日の内容

## ★陽性者発生時の対応

### 1. 初期対応

- 1) 組織体制と情報共有
- 2) 陽性者発生時の対応について
  - ①対応フロー
  - ②陽性者への対応
  - ③保健所の調査への協力
  - ④濃厚接触者への対応

## ★ 平時からの対応と準備

- 感染予防策の徹底
- 勤務・業務継続体制
- 陽性者や濃厚接触者の人権への配慮
- 家族・職員等への対応
- 関係機関との連携

# 1) 陽性者が判明した場合の組織体制と情報共有

## ★まずは施設長へ連絡

- 確実に連絡がとれるよう、連絡先を周知しておく。
- 施設長が不在時は、誰に報告するか決めておく。

## ★行政との情報共有、相談

- 行政との連絡窓口担当者の決定
- 福祉指導監査室及び保健所へ速やかに報告

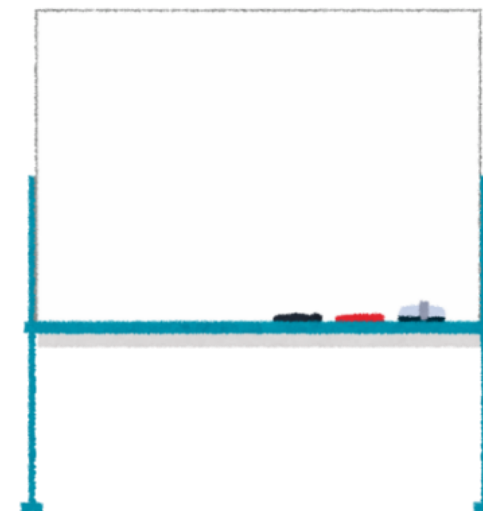
## ★施設内で対策チームを編成、対策会議等の実施

- すべきこと、役割分担を確認（誰が指揮するか決めておく）  
「陽性者の行動歴や接触歴の確認、患者の隔離、ケアの体制  
家族等への報告、防護具の備蓄状況の確認など」

## ★決定事項は、全ての職員と情報共有

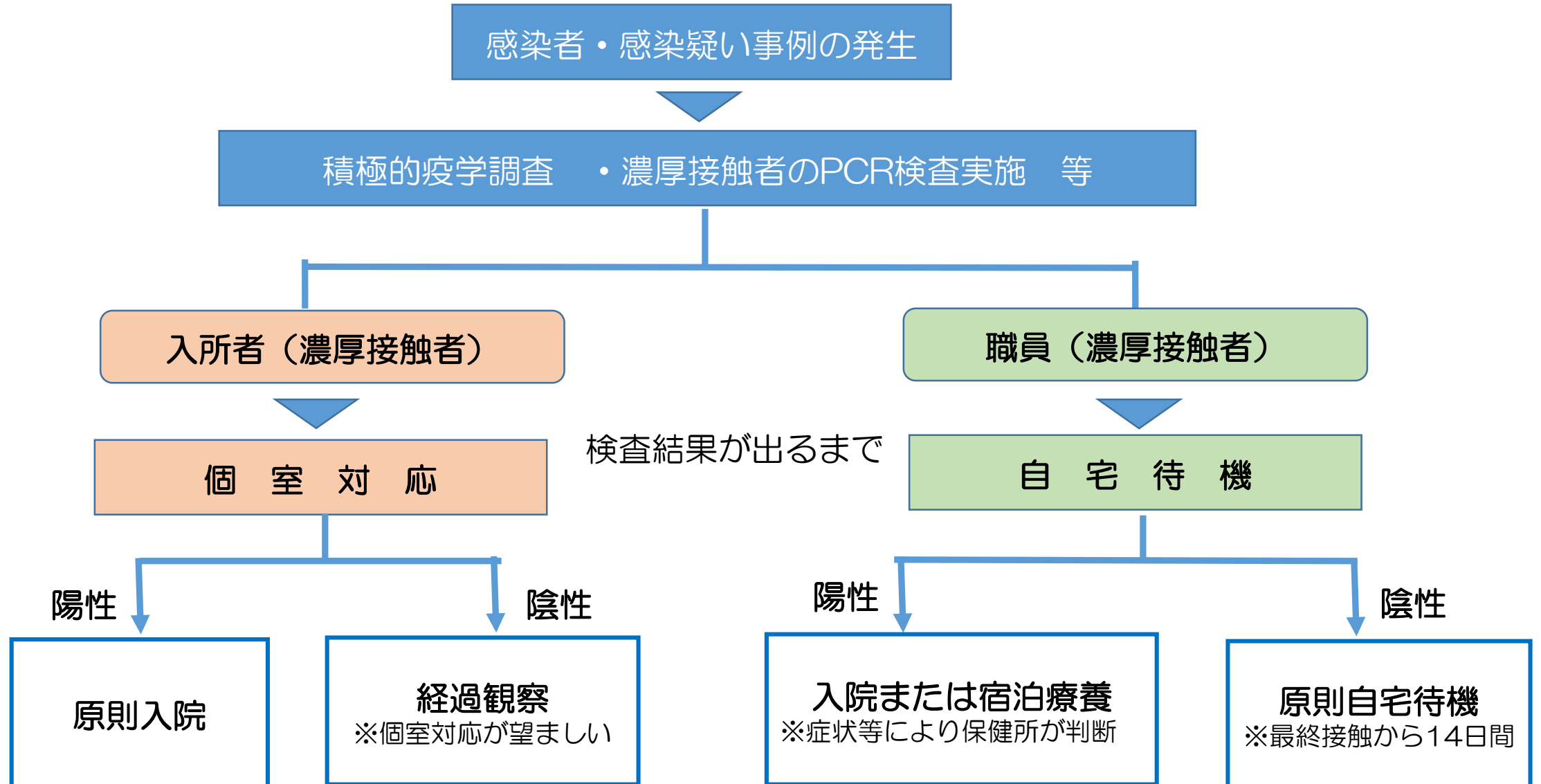
- 職員全員の連絡報告体制を整えておく。

職員全員が確認できるようホワイトボード等に、決定事項を書き出す等工夫をする。



## 2) 陽性者発生時の対応について

### ① 発生時の入所者・職員の対応フローについて



## ② 陽性者への対応について

- 入所者の場合は、基本的には入院となり入院調整は、保健所が行います。
- ただし、受入れ病床の状況により入院まで時間を要する場合があります。その場合、入院調整までの一時的な期間、入所継続をお願いする場合があります。特にクラスター（集団感染）発生時は、入院調整が困難になることが想定されます。
- 入院先病院へ、入所者情報の提供をお願いします

### 情報提供内容（例）

- 症状経過
- 医療に関する情報（治療中の病気、既往歴、飲んでいる薬）
- ADL、認知機能
- 家族等の緊急連絡先
- 症状悪化時における医療処置に関する意向 など

### ③ 保健所の調査への協力をお願いします

※次の内容を確認したうえで濃厚接触者を選定し、感染拡大防止のため助言・指導を実施します。

#### 【保健所への報告内容】

発症日2週間前からの（濃厚接触者の確認だけでなく、感染源の推定を行うため）  
患者の行動歴（勤務状況、症状の経過、施設内での行動） 施設内イベント状況  
フロア（座席）の見取り図 その他有症状者がいないか。 普段の感染対策等）

#### 接触状況把握の際のポイント

- いつ、誰と、どれくらいの時間、どれくらいの距離で接したか
- マスク着用等、適切な感染防護をしていたか、3密を回避する工夫がとられていたか

- 例1：〇月〇日、利用者とスタッフ計10人で30分のレクリエーション、1m以上距離を開け、窓、扉を開け換気し、全員マスク着用していた。
- 例2：昼休憩中、職員3名で、マスクなしで談笑しながら15分程度食事
- 例3：感染が判明した利用者のケア担当職員が昨日から体調不良。

※濃厚接触者は、右図の条件で接触した場合等、周辺的环境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断して選定します。



# ※ 保健所が濃厚接触者を選定したらリストアップをお願いします。

## 濃厚接触者リストの項目

氏名、性別、生年月日、年齢、住所、連絡先、接触状況、症状、発症日など

### 濃厚接触者リスト

【濃厚接触者の定義：家庭内や医療機関等での接触を除く】

- 必要な感染予防策(マスクの適切な着用)なしに
- 手で触れることのできる(1メートル程度の)距離で
- 患者と15分以上の接触があった者

体温をご記入ください

記入例	健康づくり室	市職員	大阪花子	女	1971/7/6	48	〇〇市〇〇町1-1	携帯番号など	〇月〇日合計60分マスクなしで手で触れる距離で接した	36.4℃	体温をご記入ください				
	所属・来庁者など	職種・市民	氏名	性別	生年月日	年齢	住所	連絡先	接触状況	△月 △日	△月 △+1日	△月 △+2日	△月 △+3日	△月 △+4日	...
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															

本リストは一例であり、調査対象施設により様式は異なります。

## ④ 濃厚接触者の方への対応

### • PCR検査の実施

検体採取については施設と調整します。（採取場所の設置、介助職員の確保等）

### • 14日間の健康観察の実施

患者との最終接触日から14日間の健康観察が必要です。

健康観察中は手指消毒、マスクの着用を徹底し、不要不急の外出を控えてください。

#### 【職員の場合】

基本的には自宅待機が望ましい。業務の性質上出勤が必要な場合は、感染予防策を徹底させたとうえで、出勤の可否を検討する。

#### 【入居者の場合】

個室等の隔離スペースを確保し、隔離スペースがない場合は、距離を確保し、カーテンや衝立等で生活空間を区分ける（ゾーニング）。

※患者に直接接触するケア時には、サージカルマスク、眼の防護具、長袖ガウン、手袋を着用



# その他必要な対応

## ★施設の利用者家族・地域からの問合せへ

- ・状況によっては、施設から公表が必要となる場合もあります。  
内容について事前に保健所と相談することは可能です。

## ★勤務体制の調整

- ・法人間、施設間での協力
- ・各種制度の活用

社会福祉施設等の応援職員派遣（大阪府事業）… 【窓口】福祉指導監査室

介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業… 【窓口】高齢福祉室

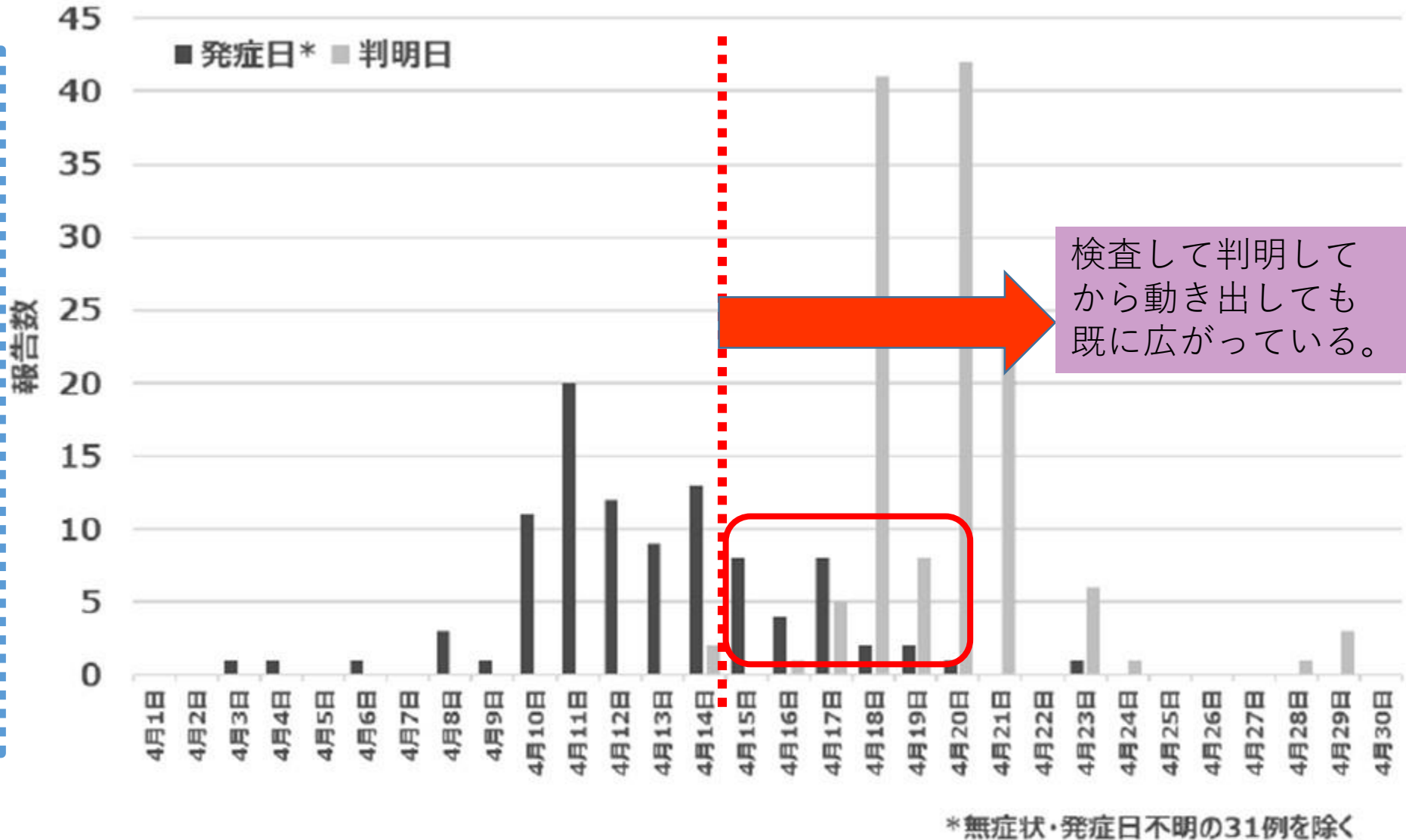
## ★職員のメンタルヘルスケア等に関する相談体制の整備

# ※ 初動は早めに！ 普段から熱発者等は隔離すること

4/11発症、  
4/14PCR陽性判明  
(報告書より)  
潜伏期間の多くは  
5-7日であることから  
4/14時点で既に  
多くの方が感染して  
いた可能性



ゾーニングの防衛ラ  
インを病棟単位や  
施設単位まで下げざ  
る得なくなる(職員の  
確保にも支障)



検査して判明して  
から動き出しても  
既に広がっている。

図. [redacted] 病院における COVID-19 流行曲線 (n=133, 2020年4月30日時点)

# 平時からの対応

## ○ 感染予防策の徹底

- 感染予防策… 3密回避、日常の消毒、手洗い、換気、マスクの着用等
- 感染の早期探知…利用者、職員等の体温の記録を毎日チェック、症状の観察



マスク着用  
(食事中・休憩中も要注意)



手洗い (手指消毒)



施設内・業務中の  
3密の回避



マスクなしの利用者への  
介助時には目の保護を



利用者、職員の健康管理



施設内の共有部分等  
の消毒



不特定多数の人と接する  
機会や会食等の唾液が  
飛び交う行為の自粛



複数で車に乗車の際は  
窓を開け換気を  
(マスクも必ず着用)

# 平時からの準備等

## ○ 家族や地域等への対応

- 利用者や家族に対しての説明について、内容や方法を確認しておく。
- 外部への情報公開の方針を決定しておく。



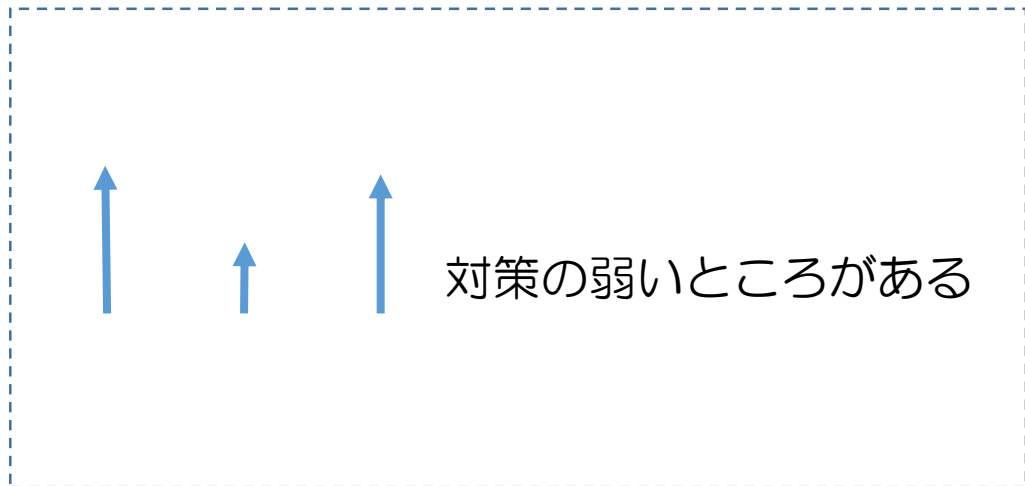
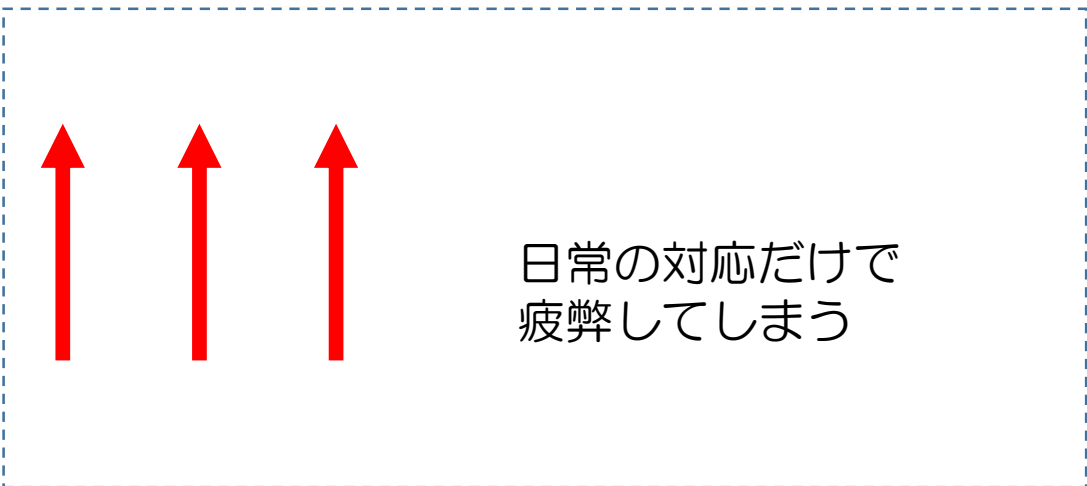
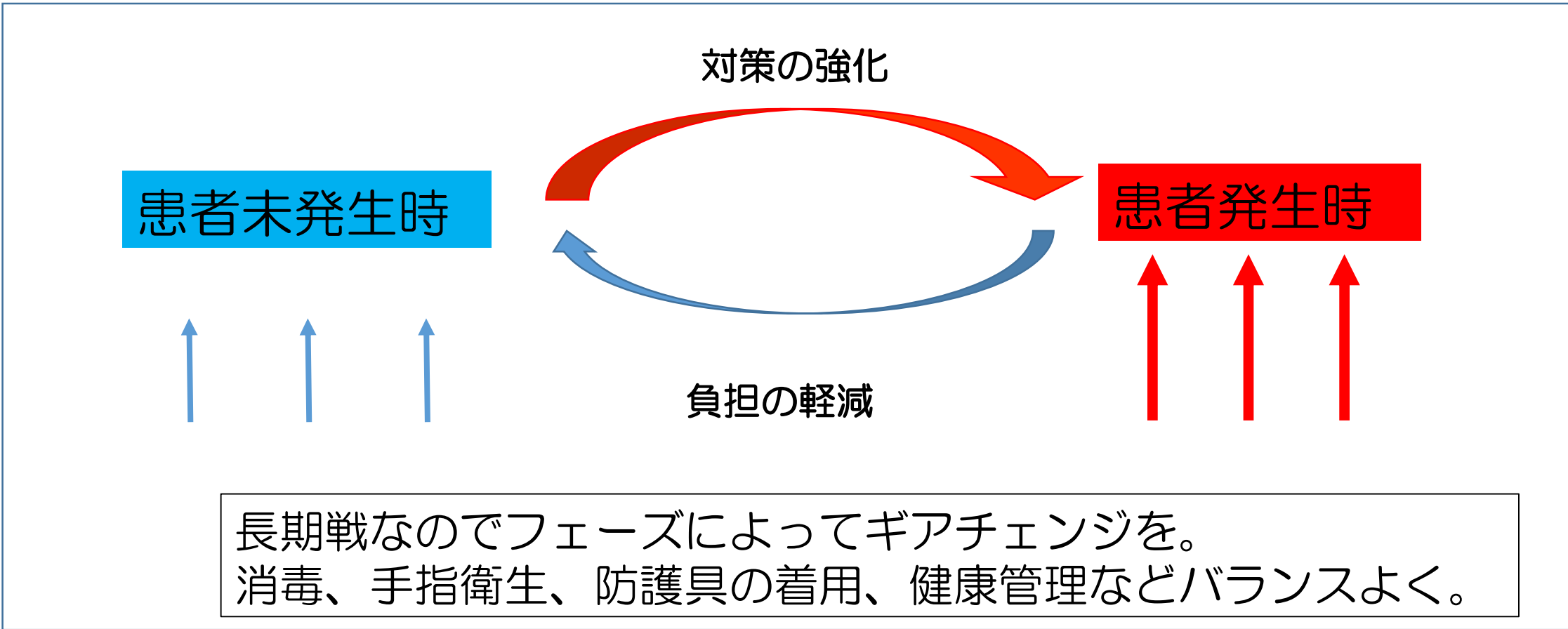
## ○ 勤務・業務継続体制

- 有事の際の、継続業務、停止業務等、業務継続計画を作成しておく。
- 人員の補充や配置転換を見込んだ体制整備
- 休業が必要な職員等に対する応援体制の整備

## ○ 関係機関との連携

- 患者の発生状況によっては、患者の転院、不足人員の支援、業務縮小時の協力依頼等、関係機関との連携も必要です。

平時から関係機関と情報共有を密に行い、顔の見える関係づくりが重要です。



## ○ 陽性者や濃厚接触者の人権への配慮

「よそで患者が出たと聞いたときは、その地域には近づかないでおこう、その職員には接触したくないなと思っていた。  
でも自分のところで患者が出たら、こんなに肩身が狭くつらいものだとは想像もしてなかった・・・」

### 吹田市保健所は不当な差別や偏見は絶対に許しません！！

感染源が不明であっても、誰かから感染し発病したものです。  
新型コロナウイルス感染症は、接触感染や飛沫感染で広がるため、誰もが感染する可能性があり、感染された方々が責められるものではありません。保健所は感染された方等への差別や偏見は絶対に許さないとのスタンスで、感染したことに対する責任追及をすることはありません。



治療を終えた方への  
嫌がらせ



知り得た情報の漏洩



個人を特定するような行為



不当な出勤拒否

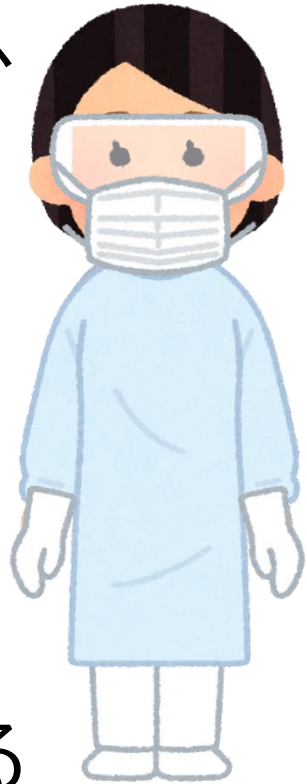
## ⑤環境清拭消毒

すでに広く環境が汚染されている可能性があるため、  
感染伝播リスクを低減し、清潔区域を確保するために実施する

- 高頻度に不特定多数の人が接触する箇所の清拭消毒を実施  
ドアノブ・手すり・スイッチ・テーブル・ベッド柵・パソコン・電話 など
- 清潔区域を維持するため、定期的に（1日1回以上）  
環境清拭消毒を実施

# 環境清拭消毒 実施時の注意点

- 手袋・エプロン等の個人防護具を着用し、脱衣後には必ず、手指衛生を実施する
- 目に見える汚染を除去してから、清拭消毒する
- 70%のアルコールまたは0.05～0.1%以上の次亜塩素酸ナトリウム希釈液を十分に浸したクロスで、清拭消毒する
- 使用後のクロスは、使い捨てにすることが望ましい  
再利用する場合は、洗浄・浸漬消毒後、確実に乾燥させる





# 0.05%次亜塩素酸ナトリウム希釈液の作成方法

塩素系漂白剤（ハイター：0.5%次亜塩素酸ナトリウム）を使用した場合

作りたい量	作成方法（0.05% ; 500ppm）
500ml	漂白剤5ml+水495ml （ペットボトルのキャップ約1杯）
1000ml	漂白剤10ml+水990ml （ペットボトルのキャップ約2杯）
2000ml	漂白剤20ml+水1980ml （ペットボトルのキャップ約4杯）

作成した次亜塩素酸ナトリウム希釈液は、遮光し蓋つきの容器で保管し、作成後1日で廃棄とする。

## ⑥陽性者の隔離

### ゾーニング

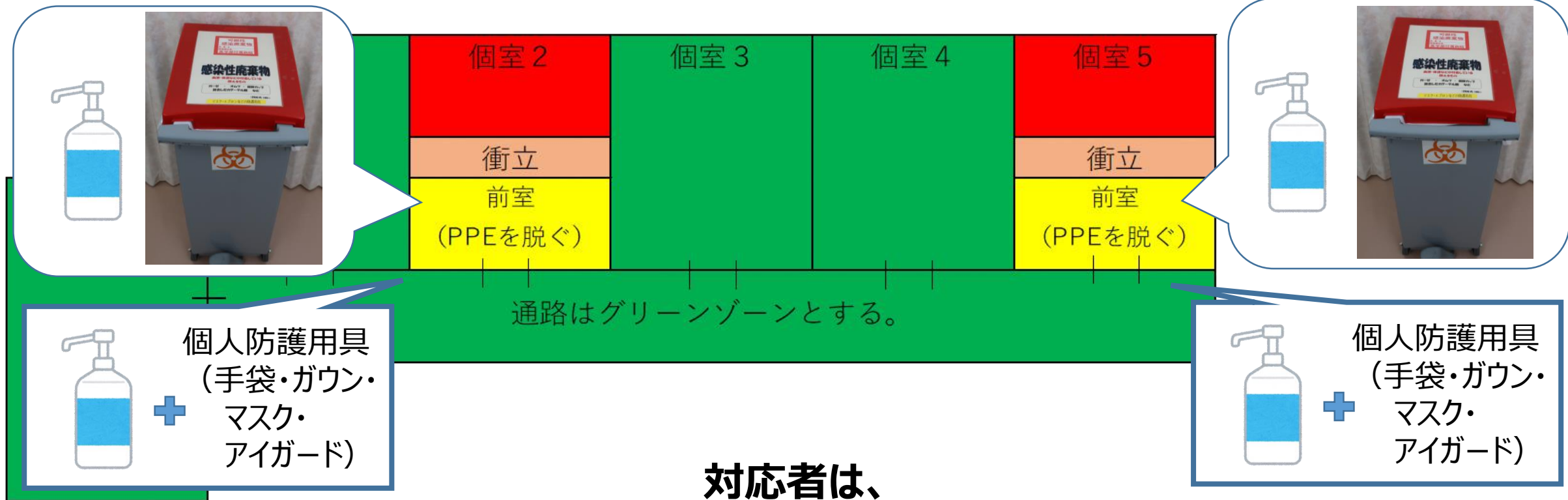
- 清潔区域と不潔区域を明確にエリア分けする
  - 不潔区域（レッドゾーン）
  - 準不潔区域（イエローゾーン）
  - 清潔区域（グリーンゾーン）
- 個人防護具の着用場所と脱衣場所は明確に指定する
- 清潔区域から不潔区域に入る前に、個人防護具を装着し、不潔区域から清潔区域に出る前に個人防護具を脱衣する
- 感染拡大のリスクがないと判断できるまで実施する

# ゾーン二

入所者間で共有する器材（体温計、血圧計、聴診器など）は専用にするのが望ましい

ゾーニング例：感染（困難な場合は、70%アルコールで清拭消毒をして使用する）

＜個室2、5に陽性患者が発生＞



対応者は、

入室時は、廊下で手指衛生・個人防護具を着衣してから入室し、  
退室時は、前室で個人防護具を脱衣・手指衛生してから通路へ出る

# 3) 濃厚接触者（入居者）の隔離

## ➤ 居室

### 1. 原則として個室で隔離する

### 2. 個室隔離ができない場合の管理

- ① 症状のない濃厚接触者を同室とする。
- ② ベッドの間隔を2m以上あける、もしくは、ベッド間をカーテンで仕切る。
- ③ 有症状となった場合は、速やかに個室に移動する。
- ④ 濃厚接触者は、基本的に常時マスクを着用していただく。

### 3) 濃厚接触者（入居者）の隔離

#### ➤ 隔離期間

「患者（確定例）」の感染可能期間の最終曝露日から**14日間**

#### ➤ 留意点

- ・ 14日間は健康状態の観察を行う。
- ・ ケアの実施に当たっては、基本的には陽性者の対応に準じる。
- ・ 濃厚接触者とその他の利用者の介護にあたっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。
- ・ 有症状者については、リハビリテーションは実施しない。

## 4) 陽性者、濃厚接触者の就業復帰の目安

就業制限の解除については、  
宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点で、  
同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして  
差し支えない（解除時のPCR検査は必須ではない）。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する  
就業制限の解除に関する取扱いについて

（令和2年5月1日付 厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部）

# 4) 陽性者、濃厚接触者の就業復帰の目安

## ➤ 陽性者（有症状者の場合）の退院基準

- ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とする。
- ②症状軽快後24時間経過した後、PCR検査または抗原定量検査で24時間以上間隔をあけ、2回の陰性を確認できれば、退院可能とする。

① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能



② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあけ、2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



# 4) 陽性者、濃厚接触者の就業復帰の目安

## ➤ 陽性者（無症状病原体保有者の場合）の退院基準

- ① 検体採取日から10日間経過した場合、退院可能とする。
- ② 検体採取日から6日間経過後、PCR検査または抗原定量検査で24時間以上間隔をあけ、2回の陰性を確認できれば、退院可能とする。

① 検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から10日間経過した場合、退院可能



② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあけ2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能





## 4) 陽性者、濃厚接触者の就業復帰の目安

### ➤ 陽性者の就業復帰の目安

次の①および②の両方の条件を満たすこと

- ① 発症後に少なくとも10日が経過している。
- ② 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない状態で、解熱後およびの症状（咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など）消失後に少なくとも72時間が経過している。

症状が中等度以上だった場合や入院していた場合は、体力の低下などが懸念されるので、主治医と相談のうえ職場復帰を行うこと。

なお、復帰後4週間程度は、毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離を2m程度に保つなどの感染予防対策を徹底し、体調不良を認める際には出勤はさせないこと。

## 4) 陽性者、濃厚接触者の就業復帰の目安

### ➤ 濃厚接触者の就業復帰の目安

- ① PCR検査結果が陰性でも、「患者（確定例）」の感染可能期間の最終曝露日から**14日間は健康状態に注意を払い、自宅待機**となるため、就業復帰はそれ以降となる。
- ② 「無症状病原体保有者」の濃厚接触者についても同様の対応となる。
- ③ 職員の同居家族が感染し、その家族が自宅療養を行う場合には、同居者である職員は基本的には濃厚接触者に当たるため、患者の自宅療養解除日から、さらに14日間の健康観察期間が求められることがある。

※ いずれの場合も、保健所の指示に従うこと。